相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山形県米沢市窪田町窪田五九三番地、最後の住所千葉県市川市相之川三丁目一番三一―四〇二号　行徳パブリックハイツ　被相続人　亡　阿部　忠晴

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年六月十六日

事務所千葉市中央区中央三丁目四番八号　コーノスビル三階　鈴木牧子法律事務所　相続財産管理人　弁護士　中溝　明子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県船橋市田喜野井一丁目四六番、最後の住所千葉県船橋市田喜野井一丁目四六番二五号　被相続人　亡　大江　令

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年六月十六日

事務所千葉県市川市八幡三丁目一番一八号　シャトー増田Ｎｏ．３　三階　法律事務所　羅針盤　相続財産管理人　弁護士　本田　真郷

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県長岡市定明町一五八番地、最後の住所新潟県長岡市定明町一五八番地　被相続人　亡　中村　泰宗

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年六月十六日

新潟県長岡市台町一丁目四番一九号　相続財産管理人　佐藤　進一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍石川県輪島市三井町仁行青谷前二三七番地、最後の住所石川県小松市串茶屋町戊三〇番地六　被相続人　亡　浦　信夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年六月十六日

事務所　石川県小松市小馬出町二九番地　司法書士西田事務所　相続財産管理人　司法書士　西田　岳生

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県佐久市望月六八番地、最後の住所長野県北佐久郡軽井沢町大字長倉三九一四番地四　被相続人　亡　両澤　治子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年六月十六日

長野県佐久市望月四七〇番地六　相続財産管理人　大島　秀男

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県静岡市葵区大岩三丁目二八番、最後の住所静岡県静岡市葵区大岩三丁目二八番三八号　被相続人　亡　有賀　弘司

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年六月十六日

静岡県静岡市葵区伝馬町九番地の一　河村ビル七階中　大原和彦法律事務所　相続財産管理人　弁護士　大原　和彦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県横浜市南区宮元町一丁目一七番地八、最後の住所静岡県熱海市梅園町一五番六号　中銀ライフケア梅園七号館一一〇六号　被相続人　亡　元木　紀恵

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年六月十六日

静岡県沼津市吉田町二五の二　浜ビル二階　相続財産管理人　弁護士　渡邊洋二郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県浜松市中区寺島町七八一番地一、最後の住所静岡県掛川市上西郷八〇二一番地　被相続人　亡　森地　健次

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年六月十六日

静岡県浜松市中区板屋町五〇七番地清水ビル三〇二　相続財産管理人　弁護士　外山　弘宰

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍名古屋市北区黒川本通一丁目四二番地、最後の住所岐阜県各務原市緑苑東三丁目一番地六　緑苑東八棟三〇四　被相続人　亡　鈴木　千代

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年六月十六日

名古屋市中区丸の内一丁目五番二八号伊藤忠丸の内ビル四階　佐尾・井上法律事務所　相続財産管理人　弁護士　井上　尚司

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍奈良県奈良市宝来五丁目二七四番地、最後の住所三重県伊賀市下友田二九五〇番地の一　被相続人　亡　吉田　繁夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年六月十六日

三重県伊賀市馬場一一四五番地の一　相続財産管理人　石田　俊雄

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都市伏見区深草藪之内町一六番地の一二、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　古君　良子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年六月十六日

京都市下京区四条通新町東入月鉾町六二住友生命京都ビル八階　相続財産管理人　弁護士　今堀　茂

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府大阪市東淀川区小松三丁目一番地、最後の住所大阪市住之江区南加賀屋三丁目九番二号いわき園　被相続人　亡　藤村　正士

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年六月十六日

大阪市北区西天満四丁目一番一五号西天満内藤ビル五〇二号　相続財産管理人　川崎　壽

社会福祉法人設立のお知らせ

平成二十六年五月二十三日神戸地方法務局において設立登記を完了し、社会福祉法人松蔭ミカエル福祉会が発足しましたのでお知らせいたします。

平成二十六年六月十六日

神戸市東灘区岡本七丁目三番一四号　社会福祉法人松蔭ミカエル福祉会　理事長　郡司　隆男